

令和3年7月29日	
所 属	選挙管理委員会事務局
所属長	野村 泉
電 話	06-6489-6774

令和3年6月6日執行尼崎市議会議員選挙の異議申出に対する決定について

異議申出人寺坂美一（以下「申出人」という。）が令和3年6月18日付けで提起した令和3年6月6日執行の尼崎市議会議員選挙（以下「本件選挙」という。）に係る異議の申出（以下「本件異議申出」という。）について、次のとおり決定し、告示する。

1 告示日

令和3年7月29日

2 異議申出人

寺坂 美一

3 主文

本件異議申出を棄却する。

4 異議申出の趣旨

本件選挙における最下位当選人の当選は無効とし、次点候補者申出人を当選人とすることの決定を求める。

5 申出人の主張

申出人は、本件選挙における開票事務の正確性・公正性が担保されているとはいえない状況が存在し、無効票及び切捨票、投票総数に算入されなかった不在者投票の票並びに申出人と類似する氏名の立候補者の票の再点検及び再計数が必要である旨主張している。

6 決定の理由

法第206条第1項の規定による当選の効力に関する異議の申出は、本件選挙に係る当選人についての告示の日である令和3年6月7日から14日以内の日である同月18日に本件選挙に係る当選の無効を求めてなされたものであり、適法に行われたものであるため、これを受理し、慎重に審理した。

その結果、本件選挙における開票事務は適正に執行されており、改めて本件選挙に係る票の再点検及び再計数をするまでもなく、投票総数に算入されなかった不在者投票の票は事後に開票して内容を確認することは法の予定しないところであり許されていないため、申出人の主張には理由がない。

よって、主文のとおり決定する。

7 その他

この決定に不服があるときは、この決定書を受け取った日又は公職選挙法第215条の規定による告示の日のいずれか遅い日から21日以内に、文書により兵庫県選挙管理委員会にこの決定に対する審査を申し立てることができる。

以 上